

温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

(1) 事業所の名称

福山市

(福山市ごみ固形燃料工場, 福山市商業施設)

(2) 事業所の所在地

福山市東桜町3番5号

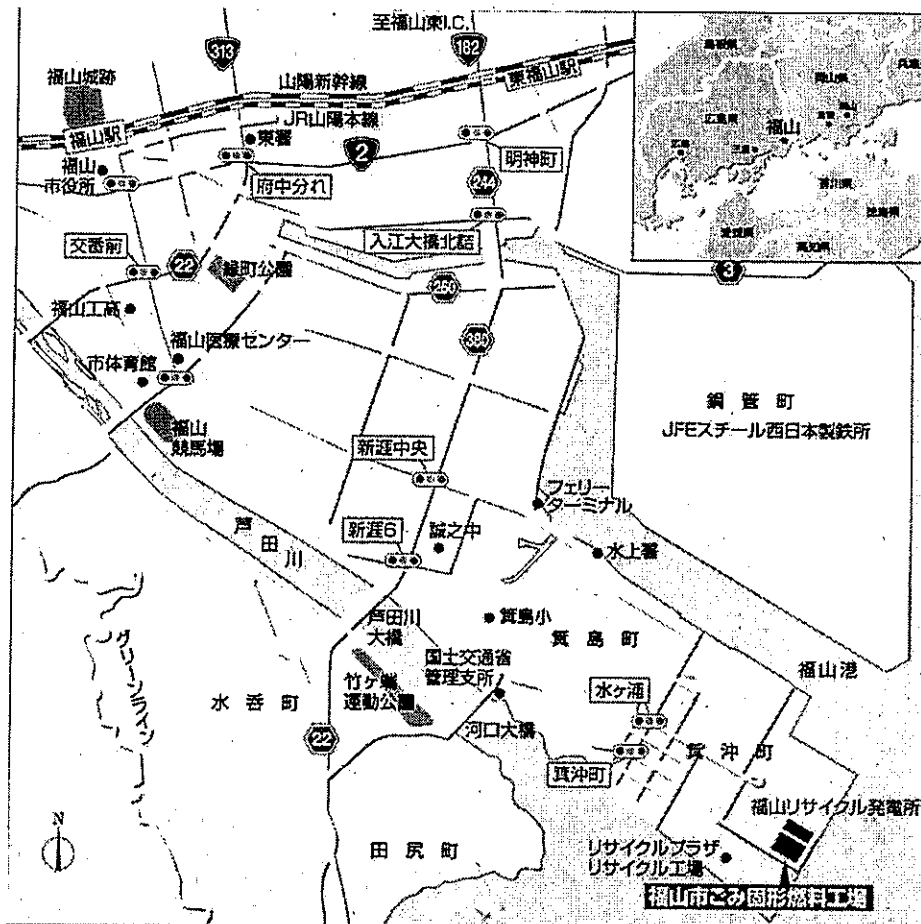
(福山市箕沖町107番地7, 福山市西町一丁目1番1号)

(3) 業種

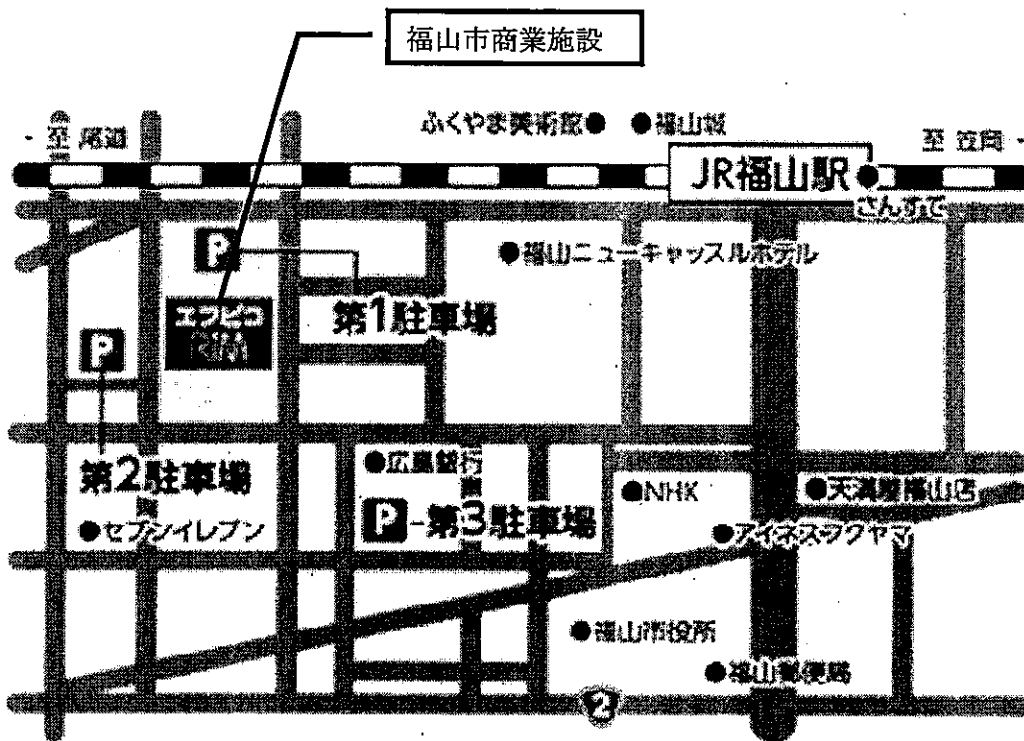
9821 市町村機関

(4) 事業所位置図

福山市ごみ固形燃料工場



福山市商業施設



2 計画の期間

基準年度は、2014年度（平成26年度）とし、計画の期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までとする。

3 計画の基本的な方向

福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第4期）（以下、「実行計画」という。）に基づき、市自らが事業者・消費者として、その事務及び事業の執行に際し、実行計画に基づき排出する温室効果ガスの排出抑制及び職員一人ひとりが、省エネルギー・省資源等の環境に配慮した率先行動に努め、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を図ります。

4 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）

【温室効果ガス総排出量】

	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
	基準年度 平成26年度	直近年度 平成28年度
福山市	128,507	124,509
(内数) 福山市ごみ固形燃料工場	16,585	16,229
(内数) 福山市商業施設	8,845	7,942

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

《排出量を削減目標とする場合》

今後の施設の増減を見込んだ2020年度（平成32年度）における現状趨勢での温室効果ガスの総排出量から5%（基準年比 2.4%）削減します。

単位：排出量（t-CO₂），削減率（%）

基準年度 2014年度 (平成26年度)	目標年度 2020年度 (平成32年度)		削減率	
	現状趨勢排出量 (t-CO ₂)	目標排出量 (t-CO ₂)	現状趨勢比	基準年度比
128,507	132,047	125,445	5%	2.4%

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組み等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	電気、燃料等 エネルギー使用量	現状趨勢値（現状から特段の 対策が行われなかった場合 の値）から5%削減。	<p>(1) 電力を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、プリンター等のOA機器について、待機電力削減のため、長時間使用しない時には、コンセントを抜いておく。また、短時間席を離れる場合は、パソコンをスタンバイ状態にする。 ・事務や通行に支障が出ない範囲で、ライトアップ照明の時間短縮や間引き消灯などを行う。 ・低電力モード機能を搭載しているOA機器、電気製品は、低電力モードに設定する。 等 <p>(2) 冷暖房を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内温度は冷房時28度、暖房時19度を目安に適切な温度管理に努める。 ・会議室等の冷暖房機器は、使用后必ず運転を停止する。 等 <p>(3) 自動車を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を定期的に行う。 ・公用車のエコドライブに取り組むことで、燃料使用量を削減する。 等

2	建築物の建設・運用	<p>(1) 計画するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー等の導入に努める。 ・廃熱等の未利用エネルギーの利用が可能か検討する。 ・耐久年数が長く、ライフサイクルコストが低減できる施設を検討する。 ・用途に応じて、雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。 ・屋上、壁面緑化に努める。 ・省エネルギー型の建築設備の導入に努める。 ・断熱性の向上に努める。 ・E S C O事業を行うことが可能であるか検討する。 <p>(2) 運用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守点検を行い、設備等の機能維持に努める。 ・エネルギー消費の多い施設や電気使用量の多い施設等においては、省エネ診断や節電診断の実施を検討する。 ・省エネ診断結果を効果的に活用し、運転管理の効率化に努める。
---	-----------	---

○ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組み（環境価値の活用等）

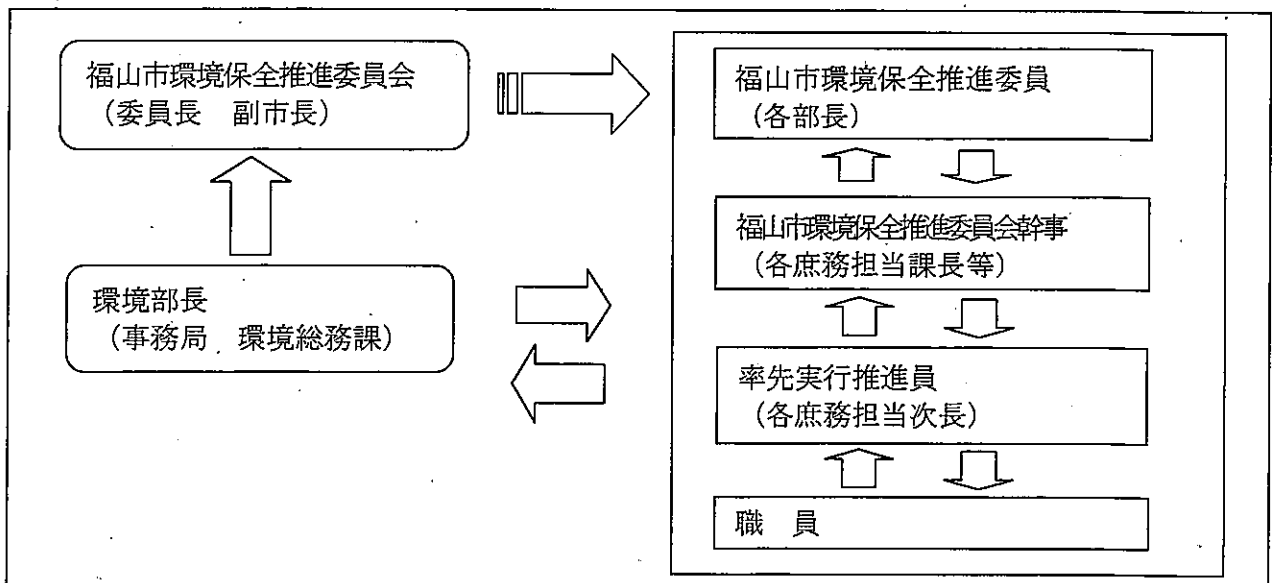
	種 類	合計量
1	なし	
2		
3		

○ その他の取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	用紙類使用量 (A4換算)	基準年度から5%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンターやコピー機付近に、「裏面利用紙ボックス」を設置し、裏面利用に努める。 ・2ページ以上にわたる文書、資料のコピー及び印刷は両面使用を原則とする。 ・内部向けの手引書や、解説書等については印刷部数を最小限にとどめる。 ・庁内LAN（電子メール、掲示板）などを活用する。等
2	一般廃棄物排出量	基準年度から5%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・職場においてごみの分別を徹底し、可能な限り資源化を図り、廃棄物の減量に努める。 ・リサイクルできる紙類については、「リサイクルペーパーボックス」等の設置により、保管し、資源化を図る。 ・OA機器のトナーカートリッジなどは、製造業者に回収してもらい再利用に努める。 ・全庁共用掲示板等により不用物品の他部署での再使用を図る。
3	一般廃棄物資源化率	65%に向上	

○ 7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1) 推進・点検体制



(2) 実施状況の点検・評価

各課及び各施設のエネルギー等の消費量等については、定期的に事務局等に報告します。

- 1 福山市環境保全推進委員会は、全庁的な取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検・評価します。
また、点検・評価の結果に基づき、必要に応じて取組内容の改善等実行計画の見直しを行い、継続的な向上を図ります。
- 2 幹事は、推進委員及び各所属長等と調整のうえ、定期的に推進状況を把握するとともに、目標の達成に努めます。
- 3 幹事は、把握した推進状況をもとに取組の問題点等について整理します。
- 4 率先実行推進員は、実行計画の推進状況について、常に把握するよう努めます。
- 5 事務局は、毎年度実行計画の全機関の取組状況や問題点等を把握し、必要に応じて検討等を行います。

(3) 計画書等の公表

事務局は、実行計画の実施状況等を毎年点検し公表します。

(年次報告書「福山の環境」、市ホームページ等に掲載)